

第 3 期米子市子ども・子育て支援事業計画について

1 これまでの経過について

第 1 期計画（平成 27 年度～令和元年度）

平成 25 年度から平成 26 年度にかけて策定作業実施。

第 2 期（令和 2 年度～令和 6 年度）

平成 30 年度から令和元年度にかけて策定作業実施。

2 第 3 期計画期間について

令和 7 年度から令和 11 年度まで（5 年間）

令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、第 3 期計画策定作業を進めていく。

3 こども大綱及び市町村こども計画との関連について

（1）こども大綱について

- ・国は、こども基本法（令和 5 年 4 月 1 日施行）に基づき、「こども大綱」を策定。
- ・こども大綱：「少子化対策」「子ども若者施策」「子どもの貧困対策」を包含し作成。

（2）市町村こども計画の策定

- ・こども基本法の中で、市町村は、「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされた。
- ・市町村こども計画は、「こども大綱」及び都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して、策定する必要がある。
- ・市町村こども計画は、既存の各法令に基づくこども施策に関する市町村計画と一体的に作成することができる。
→第 3 期米子市子ども・子育て支援事業計画は、市町村こども計画と一体的なものとして作成する予定。（別紙「こども基本法の概要」参照）

（3）国及び鳥取県の動向

国…令和 5 年 12 月に「こども大綱」を策定予定。

鳥取県…令和 5 年度末までに、「シン・子育て王国とっとり計画」を策定予定。

（4）こどもの意見聴取について

- ・こども基本法において、こども自身の意見を聴き、施策に反映させることが義務付けられている。
- ・聴取方法等については、国から提供される情報を踏まえ、検討。

4 策定スケジュールについて（予定）

令和5年	国及び鳥取県の動向等情報収集 ニーズ調査準備（調査票作成等）
令和6年	ニーズ調査実施・分析 計画の記載事項決定・策定作業 計画案完成 パブリックコメント実施 計画完成・公表

※国からの通知等の内容によっては、変更の可能性あり。

5 第3期米子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について

- ・教育・保育の量や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策を定めるにあたり、ニーズ調査を実施する必要がある。
- ・これまでと同様、量の見込みの算出に関する手引きが国から示される見込みであり、それまでは、第1期計画及び第2期計画の手引きを参考に、調査の準備を進める。

（想定）

調査対象：未就学児及び小学生の保護者

調査方法：アンケート形式